

# 消費者庁提出資料

平成28年4月5日



# 1. 消費者教育推進会議の動き

---

「消費者基本法改正」 平成16年6月2日施行



「消費者教育の推進に関する法律」 平成24年12月13日施行



消費者庁に「消費者教育推進会議」設置 平成25年3月6日第1回会議

- ・ 委員相互の情報交換
- ・ 「基本方針」作成・変更意見



「消費者教育の推進に関する基本方針」 平成25年6月28日閣議決定

- ・ 消費者教育推進会議における更なる議論
- ・ 地方公共団体における  
消費者教育推進協議会の設置、消費者教育推進計画の策定等の取組



「消費者教育推進会議取りまとめ」 平成27年3月5日公表



第2期消費者教育推進会議スタート 平成27年7月～



# 1. 消費者教育推進会議の動き

## 消費者教育の拠点としての消費生活センターへの期待（地方公共団体の取組事例）

### 都道府県

**熊本県**  
 [教育委員会との連携]  
 教育委員会主催による「消費者教育指導者養成講座（家庭科主任会）」を開催（文部科学省初等中等教育局が行っている学校教育における消費者教育の推進に係る事業を活用）  
 ・消費者行政担当課が講師の人選や配布資料等の収集に協力

**徳島県**  
 [教育委員会との連携]  
 消費者情報センターにおいて、県立学校の教員を研修生として受入（1年間）→出前講座の実施  
 採用後10年を経過した教員及び市町村消費者行政担当者向けの研修会の開催  
 [大学との連携]  
 四国大学と連携  
 ・消費者大学大学院生が四国大学において講義を聴講  
 ・県職員等が四国大学で講義  
 ・高校生を対象に消費者問題をテーマにした「街角コンシューマー・カフェ」開催

**京都府**  
 中学校、高校、大学への出前講座  
 短期大学での通年講座、他大学での講座開催に向けた働き掛け

**大分県**  
 就職や進学等に伴い自立生活を始める高校生向けの出前講座（ネットラブル、消費者問題対処法、クレジット等の金融教育講座）

**青森県**  
 中・高、短大・大学への出前講座

**山梨県**  
 小・中・高校生および大学生を対象に出前講座を実施

**徳島県、山梨県**  
 [学校教諭のセンターへの受け入れ]  
 →出前講座の担い手拡充

### 政令指定都市

**静岡県浜松市**  
 中学校での出前講座（DVD視聴、グループディスカッション、センター所長の講評）

**京都府京都市**  
 [大学]  
 大学における消費者講座  
 ・公益財団法人大学コンソーシアム京都が実施している「単位互換制度」により、地元大学および同大学の単位互換参加大学に在籍する学生を対象にNPO法人の協力を得て消費者講座を実施

**新潟県新潟市**  
 [学校]  
 家庭科の授業  
 ・要請のあった小学校5～6年生を対象に食品の簡易テストや食品の表示について体験型の学習を実施  
 ・講師は、市から新潟市消費者協会（新潟支部）に委託

**静岡県静岡市**  
 [地域]  
 悪質商法啓発ハナミン劇団の出張公演  
 ・自治会・町内会に向いて、悪質商法の手口を寸劇で上演し、啓発。併せて消費者市民ミニ講座を実施

**北海道札幌市**  
 [関係機関との連携]  
 悪質商法からの被害を未然に防ぐことを主な目的に講師を希望する団体（学校、町内会、福祉団体等）に専門講師を派遣し、「講師派遣講座」と「体験テスト講座」を実施

**福岡県北九州市**  
 [関係機関との連携]  
 教員採用2年次の教職員を対象とした「情報教育研修」での情報提供  
 技術家庭科担当教諭の研修会における情報提供  
 市立中学校内への啓発パネル設置

### 市区(5万人以上)

**神奈川県大和市(人口22.8万人)**  
 [学校]  
 校長会への働き掛け→中学校(自分で演じるロールプレイ方式の導入)、高校への出前講座

**新潟県新潟市(人口81.1万人)**  
 [学校]  
 出前授業  
 ・小学校において、食品の糖分や着色料の測定実験を、保護者参観日に合わせた日程で実施

**岐阜県岐阜市(人口41.3万人)**  
 [学校との連携]  
 校外研修技術・家庭科部会による協働での授業実施

**高知県高知市(人口34.3万人)**  
 [学校との連携]  
 家庭科教育に対する消費生活センターの提案力を高めるため、消費生活相談員を対象に大学教授による家庭科教育の研修を実施

**愛知県豊田市(人口42.1万人)**  
 [学校との連携]  
 消費者教育をテーマとした研究授業  
 ・消費生活相談員がゲストティーチャーとして授業に参加  
 オンデマンドサービス  
 ・教育機関向けの消費者教育情報の映像データを提供

**三重県伊勢市(人口13.0万人)**  
 [学校との連携]  
 小学校の家庭科の授業において、消費生活相談員と職員が金融の出前講座を実施  
 [司法書士会との連携]  
 三重県司法書士会有志が中学校において消費生活に役立つ法律に関する講座実施

### 市(5万人未満)及び町村

**石川県能美市(人口4.8万人)**  
 [学校]  
 市内の高校で、全校生徒約600人を対象とした能美市消費生活相談室の出張学習会を開催

**熊本県長洲町(人口1.6万人)**  
 [関係機関との連携]  
 消費者行政推進委員会の開催  
 ・実行委員長(副町長)のもと、自治体内関係部局に加え、NPO法人、大学の教授等も委員会に参加し、月次開催  
 ・消費生活だけでなく、健康問題、家族問題等の解決方法を検討し住民を支援。  
 NPO法人との協力による「家計管理セミナー」の実施(企画にはPTA役員、保護者も企画に参加)

**北海道士別市(人口2.1万人)**  
 [関係機関との連携]  
 相談内容を反映した啓発や消費者教育3事業(士別市消費者被害防止ネットワーク事業、高齢者・一般消費者を対象とした消費者教育・学校授業での消費者教育)を現在周辺の3町(和寒町・剣淵町・幌加内町)に提供  
 学校において「学校消費者教育モデル事業」実施  
 「消費者教育模擬授業」実施  
 ・消費者教育の重要性や教育内容について、教育担当者(教員・PTA・教育委員会)の認識を高めるために実施  
 「士別市消費者教育支援プログラム」  
 ・小・中学生を対象とした授業プログラム(小学生15、中学生18、高校生14プログラム)を全学校に提供

# 1. 消費者教育推進会議の動き

## < 第二期消費者教育推進会議(平成27年7月～)における検討事項 >

### (1) 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)の見直しに向けた論点整理

・平成29年6月までに、基本方針の見直しに向けた論点を整理。

### (2) 社会情勢等の変化に対応した課題

学校における消費者教育の充実方策について

若年者への消費者教育(成年年齢引下げに向けた環境整備)の充実

消費者市民社会の形成への参画の重要性の理解促進

高齢者等への対応

関係者との連携・協働

## < 第二期消費者教育推進会議(平成27年7月～)委員 >

東 珠 実 梶山女学園大学現代マネジメント学部教授  
飯 泉 嘉 門 徳島県知事  
大 竹 美 登 利 東京学芸大学教育学部教授  
尾 嶋 由 紀 子 (公社)全国消費生活相談員協会広報部長  
尾 上 浩 一 (公社)日本PTA全国協議会特任業務執行理事  
柿 沼 トミ子 全国地域婦人団体連絡協議会会長  
河 野 恵 美 子 (一社)消費者市民社会をつくる会会員  
齊 藤 秀 樹(公財)全国老人クラブ連合会常務理事  
佐 分 正 弘(公社)消費者関連専門家会議顧問  
島 田 広 弁護士

清 家 久 樹 神戸市市民参画推進局市民生活部長  
曾我部 多 美 東村山市立回田小学校校長  
高 山 靖 子 株式会社資生堂顧問  
出 口 貴美子 出口小児科医院院長  
富 岡 秀 夫(公財)消費者教育支援センター専務理事  
西 村 隆 男 横浜国立大学教育人間科学部教授  
長谷川 敦 子 三重県教育委員会事務局高校教育課長  
古 谷 由 紀 子 サステナビリティ消費者会議代表  
堀 内 壽 夫 松山市立久米中学校校長  
吉 國 眞 一 金融広報中央委員会会長

平成27年9月25日現在 会長、 会長代理

## 2. 国及び地方における消費者教育の推進

消費者基本計画(平成27年3月閣議決定) 4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で  
消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進。

### 【背景】

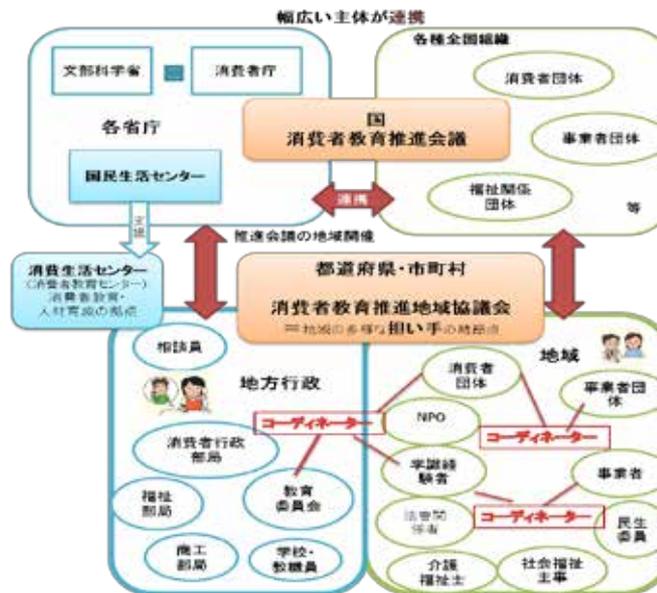
- ・消費者が自主的かつ合理的に選択・行動でき、社会の一員として積極的に関与することが必要。
- ・幼児期から高齢期までの各段階に応じた体系的な取組の推進が必要
- ・消費者教育推進法、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に基づき総合的・体系的に推進

### 【具体的取組】

- ・消費者教育の担い手に対し、国、地方公共団体及び国民生活センター等において、研修を実施
- ・小・中・高等学校における学習指導要領の周知・徹底、学習指導要領の改訂に向けた検討
- ・高等学校段階までに消費者として主体的に判断、責任を持って行動できるような能力を育むための取組の推進
- ・地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置
- ・消費生活センターの消費者教育の拠点化、コーディネーターの育成

### 【目標、KPI】

- ・消費者教育推進計画及び消費者教育推進地域協議会の設置状況
- ・消費者教育を受ける機会(研修、講座等)の充実度、参加者の満足度



### 【工程表】

| 施策名   | 27年度  | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | KPI   |
|---|---|------|------|------|------|---|
| 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進   | 消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場における取組を推進【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】 |      |      |      |      | 消費者市民社会の実現に向けた取組の認知度  |
| 地域における消費者教育推進のための体制の整備  | 国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】   |      |      |      |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育推進計画及び消費者教育推進地域協議会の設置状況</li> <li>・手法等の検討状況</li> <li>・研修実施状況</li> </ul> |
|   | 消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置に向けた取組の支援【消費者庁、関係省庁等】  |      |      |      |      |   |
|   | 地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】   |      |      |      |      |   |
| 国、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を実施【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】 |   |      |      |      |      |   |

## 2. 国及び地方における消費者教育の推進

都道府県・市町村消費者教育推進計画策定状況(第10条)及び消費者教育推進地域協議会設置状況(第20条)

計画は30都道府県9政令市で策定済、協議会は42都道府県12政令市で設置(平成28年3月23日現在)

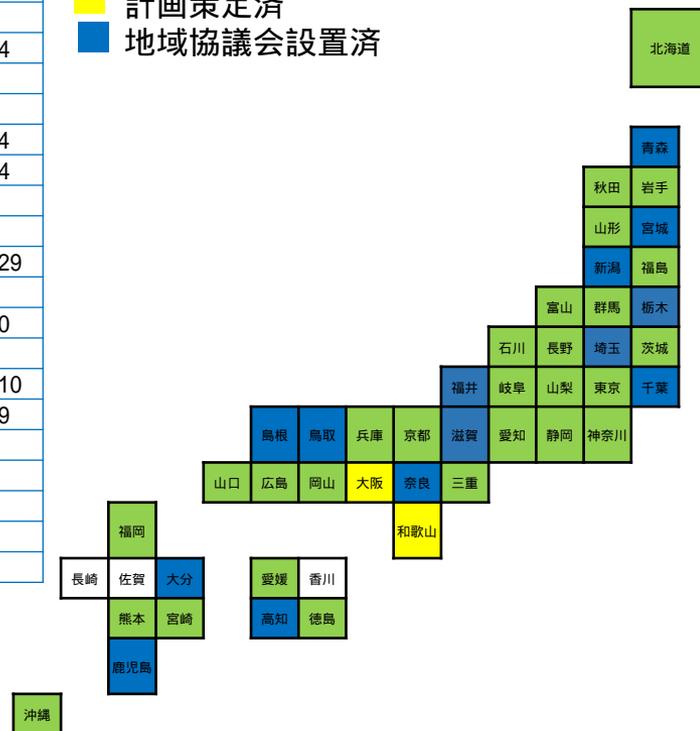
(目標)全都道府県・政令市で計画策定・協議会設置(地方消費者行政強化作戦(平成27年3月))

| 都道府県 | 計画策定<br>年月日 | 協議会<br>第一回<br>開催日 |
|------|-------------|-------------------|
| 北海道  | H.27.3.31   | H.26.6.11         |
| 青森県  | -           | H.27.7.10         |
| 岩手県  | H.27.3.27   | H.26.4.21         |
| 宮城県  | -           | H.26.7.24         |
| 秋田県  | H.27.3.20   | H.26.7.29         |
| 山形県  | H.26.3.18   | H.25.9.13         |
| 福島県  | H.26.12.25  | H.26.2.4          |
| 茨城県  | H.26.3.20   | H.25.9.13         |
| 栃木県  | -           | H.28.2.1          |
| 群馬県  | H.26.3.28   | H.27.9.11         |
| 埼玉県  | -           | H.27.11.24        |
| 千葉県  | -           | H.26.7.15         |
| 東京都  | H.25.8.20   | H.25.6.21         |
| 神奈川県 | H.27.3.31   | H.26.9.3          |
| 新潟県  | -           | H.27.3.24         |
| 富山県  | H.26.12.15  | H.25.11.15        |
| 石川県  | H.27.3.16   | H.26.3.13         |
| 福井県  | -           | H.27.10.9         |
| 山梨県  | H.26.3.25   | H.25.10.31        |
| 長野県  | H.26.6.13   | H.25.9.2          |
| 岐阜県  | H.26.3.7    | H.25.7.23         |
| 静岡県  | H.26.3.4    | H.27.5.22         |
| 愛知県  | H.27.3.24   | H.27.7.31         |
| 三重県  | H.27.3.25   | H.26.2.25         |

| 都道府県 | 計画策定<br>年月日 | 協議会<br>第一回<br>開催日 |
|------|-------------|-------------------|
| 滋賀県  | -           | H.26.10.27        |
| 京都府  | H.26.3.11   | H.25.7.19         |
| 大阪府  | H.27.3.26   | -                 |
| 兵庫県  | H.27.3.19   | H.26.11.26        |
| 奈良県  | -           | H.27.2.19         |
| 和歌山県 | H.27.3.2    | -                 |
| 鳥取県  | -           | H.26.9.1          |
| 島根県  | -           | H.26.9.3          |
| 岡山県  | H.26.3.18   | H.25.7.4          |
| 広島県  | H.27.3.27   | H.26.3.18         |
| 山口県  | H.25.9.1    | H.25.9.1          |
| 徳島県  | H.26.3.19   | H.25.11.5         |
| 香川県  | -           | -                 |
| 愛媛県  | H.26.9.26   | H.25.10.30        |
| 高知県  | -           | H.26.7.25         |
| 福岡県  | H.26.6.18   | H.26.1.23         |
| 佐賀県  | -           | -                 |
| 長崎県  | -           | -                 |
| 熊本県  | H.27.2.17   | H.25.12.2         |
| 大分県  | -           | H.26.11.19        |
| 宮崎県  | H.27.6.30   | H.26.11.5         |
| 鹿児島県 | -           | H.26.7.28         |
| 沖縄県  | H.27.3.30   | H.26.12.5         |

| 政令都市  | 計画策定<br>年月日 | 協議会<br>第一回<br>開催日 |
|-------|-------------|-------------------|
| 札幌市   | H.27.3.5    | H.25.12.10        |
| 仙台市   | -           | H.27.1.9          |
| さいたま市 | -           | H.27.8.24         |
| 千葉市   | H.27.8.26   | H.26.7.2          |
| 川崎市   | -           | -                 |
| 横浜市   | H.27.10.1   | H.26.12.4         |
| 相模原市  | H.28.3.3    | H.27.7.24         |
| 新潟市   | -           | -                 |
| 静岡市   | H.27.3.31   | H.25.7.8          |
| 浜松市   | -           | H.26.10.29        |
| 名古屋市  | -           | -                 |
| 京都市   | H.27.3.20   | H.26.5.30         |
| 大阪市   | -           | -                 |
| 堺市    | H.28.2.4    | H.26.11.10        |
| 神戸市   | H.25.12.16  | H.25.8.29         |
| 岡山市   | -           | -                 |
| 広島市   | -           | -                 |
| 北九州市  | -           | -                 |
| 福岡市   | H.27.3.31   | H.25.7.2          |
| 熊本市   | -           | -                 |

■ 計画策定済及び地域協議会設置済  
■ 計画策定済  
■ 地域協議会設置済



## 2. 国及び地方における消費者教育の推進

### 国と地方のコラボレーションによる先駆的プログラム

消費者の安全・安心の確保に向け、消費者問題に関する先駆的なテーマを国から提案、問題意識を共有した上で、地方公共団体の自主性・独自性を確保しつつ、地方の現場での実証実験等を実施。事業終了後、事業の成果・課題等をまとめた報告書を公表し、全国的な波及・展開を目指す。

#### 平成27年度消費者教育関連テーマ

・消費者教育の推進(地域における多様な担い手の連携・協働、風評被害の防止等)  
多様な主体間の連携・協働や体系立った消費者教育の展開等を促進し、地方の消費者教育を推進

#### 平成27年度(33事業)

|     |     |   |
|-----|-----|---|
| 北海道 | 札幌市 | 消費者教育カタログ化事業  |
| 宮城県 | 石巻市 | 生産地の正確な情報発信による風評被害を解決するための食育体験プログラム                                       |
| 山形県 | 山形県 | 大学と地域の協働による“高齢者を守るプロジェクト”による消費者教育<br>～地域高齢者を大学・学生・地域みんなで見守り、詐欺的被害を減らすために～ |
| 山形県 | 山形県 | 消費者市民と企業市民の協働事業<br>「チームやまがた暮らし見守りたい！」養成事業                                 |
| 山形県 | 山形県 | 消費生活協同組合との協働事業 消費生活サポーターを活用した消費生活協同組合との協働事業による体系立った消費者教育と草の根啓発活動          |
| 福島県 | 福島県 | 小学生の絵手紙を活用した消費者教育推進プロジェクト   |
| 福島県 | 福島県 | 新聞記事掲載による消費者教育の展開及びインターネット利用促進  |
| 福島県 | 福島県 | 消費者教育強化月間事業   |
| 福島県 | 福島県 | 消費者の特性に配慮した消費者市民社会の概念の普及DVD作成   |
| 福島県 | 福島県 | 消費者力養成講座(消費者市民社会概念普及のための担い手育成)  |
| 福島県 | 福島県 | 親子で学ぶ消費・金融教室  |
| 千葉県 | 千葉県 | 消費者教育の担い手育成事業   |
| 富山県 | 富山県 | 元気な高齢者への情報提供モデル事業   |

|     |      |  |
|-----|------|--|
| 富山県 | 富山県  | 多様な主体による消費者問題対応推進事業  |
| 富山県 | 富山県  | 非常食のローリングストック法を活用した「消費者市民社会の形成」への理解促進                              |
| 岐阜県 | 岐阜市  | 子どものための消費者教育講座(中学校対象)  |
| 静岡県 | 静岡県  | ふじのくに非常時(災害時)消費者教育推進事業   |
| 静岡県 | 浜松市  | 消費者教育教員支援プログラムの開発  |
| 愛知県 | 名古屋市 | 消費者市民社会普及事業  |
| 京都府 | 京都市  | フェアトレードをきっかけとした京都らしさをいかした消費者教育推進事業                                 |
| 兵庫県 | 兵庫県  | 特別支援学校における消費者教育の推進   |
| 兵庫県 | 兵庫県  | 教育委員会等との協働による消費者教育コーディネーター養成事業                                     |
| 兵庫県 | 神戸市  | 「神戸消費者力研究機関」の設立<br>(愛称:神戸コインズ:“KOBECO Consumers' power INStitute”) |
| 兵庫県 | 淡路市  | 安全な消費生活を営めるよう、地域での消費者教育の担い手の拡充と育成を図る拠点づくり                          |
| 鳥取県 | 鳥取県  | 「エシカル消費」普及啓発事業   |
| 岡山県 | 岡山県  | 消費者教育コーディネーター人材養成事業  |
| 岡山県 | 岡山県  | 幼小中高生向け消費者教育プログラム開発事業  |
| 徳島県 | 徳島県  | 消費生活コーディネーターによる企画・提案型プロジェクト事業                                      |
| 徳島県 | 徳島県  | “消費生活クロスロード”を活用した消費者力地域波及プロジェクト                                    |
| 徳島県 | 徳島県  | 「エシカル消費」推進プロジェクト   |
| 熊本県 | 熊本県  | 消費者教育プログラム開発事業   |
| 熊本県 | 熊本県  | 障害者等に対する消費者教育教材等の作成事業  |
| 熊本県 | 熊本市  | 高校・大学生指導者用教材作成事業   |

## 2. 国及び地方における消費者教育の推進

### 地方消費者グループ・フォーラム

- 消費生活に関わる問題は、福祉、子育て、教育、環境、金融など様々な分野に関連することから、消費者団体をはじめ、地域で多様な分野で活動する主体が「消費者」の観点から各分野で課題に取り組むとともに、行政を含めた多様な主体が連携・協働し、課題に取り組んでいくという視点が不可欠。
- 地域で活躍する消費者団体をはじめとした多様な主体が交流・連携する場として、平成22年度より「地方消費者行政グループ・フォーラム」を全国8ブロックで開催。

#### 【平成27年度実績】

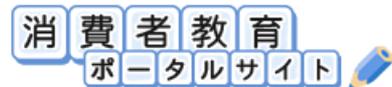
消費者団体に限らず、地方公共団体、福祉関係者、学生、教育関係者、事業者等、合計1,536名が参加。「改正消費者安全法」の公布を受け、多くのブロックにおいて、高齢者等の見守り活動や地域連携がテーマに取り上げて実施した。また、中部ブロックにおいて、文部科学省主催の「消費者教育フェスタ」と連携して開催。

## 2. 国及び地方における消費者教育の推進

消費者庁、関係府省、関係機関及び地方公共団体が作成した教材等を  
**消費者教育ポータルサイト**に掲載

消費生活に関する教育のヒントが満載!

[→ サイトマップ](#) [→ 消費者庁トップページへ](#) [RSS登録](#)



文字サイズ [標準](#) [大](#) [特大](#)

[→ 当サイトについて](#) [→ 検索](#) [→ 消費者教育関連情報](#) [→ 掲載](#) [→ お問い合わせ](#)

### 消費者教育ポータルサイトとは



「消費者教育ポータルサイト」は、消費者教育に関する様々な情報を提供するサイトです。

学校や社会の様々な場面で消費者教育を実施したいと考えている方や自学されている方が、教材、講座、取組の情報を検索したり、掲載したりすることができます。

#### 検索

消費者教育に関する教材、講座、取組を検索したい方はこちらから

##### ↓ [消費者教育の体系イメージマップ検索](#)

ライフステージ（幼児期～高齢者）とジャンル（重点領域）の組み合わせから、相応しい教材、講座、取組を検索します

##### ↓ [フリーワード検索](#)

##### → [条件絞り込みで探す](#)

##### → [「消費者教育の担い手向けナビゲーション」からの情報検索](#)

自分の立場（あなたは？）、相手の立場（誰に？）、使う場所（どこで？）といった質問に答えていくことで、教材、講座、取組を検索します



#### 掲載

消費者教育に関する教材、講座、取組を掲載したい方はこちらから

##### → [「教材」の登録フォーム](#)

「教材情報の入力にあたってのご注意」「記入の手引き」を御確認の上、登録を行ってください

##### → [「講座」の登録フォーム](#)

「講座情報の入力にあたってのご注意」を御確認の上、登録を行ってください

##### → [「取組」の登録フォーム](#)

「取組情報の入力にあたってのご注意」を御確認の上、登録を行ってください



### 消費者教育ポータルサイトとは

消費者教育を担う講師、学校の教職員、専門家、地域住民と関わりのある者を主な利用者として置かれた消費者教育の教材・サービス等の情報検索サイト。国や地方公共団体、消費者団体、事業者団体等から情報等が提供され、消費者教育の教材が約795件、取組が約300件、講座が約603件登録されている(2016年3月末時点)。